第四十九条　国有財産特別措置法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号ホ中「障害児施設給付費」を「障害児通所給付費の支給に係る者に対する障害児通所支援の用又は障害児入所給付費」に、「障害児施設支援」を「障害児入所支援」に改め、同項第三号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改め、同号ハ中「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改める。

（知的障害者福祉法の一部改正）

第五十条　知的障害者福祉法の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第五項」を「第六項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。

第十一条第二項中「第五条第十七項」を「第五条第十八項」に改める。

第十五条の四中「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に改める。

第五十一条　知的障害者福祉法の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「介護給付費等（」の下に「次項、」を加え、「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「この項及び次項」を「この条」に改め、同条第六項中「第四項第三号」を「第五項第三号」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前二項の規定にかかわらず、児童福祉法第二十四条の二第一項若しくは第二十四条の二十四第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて又は同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の規定により措置（同法第三十一条第四項の規定により同法第二十七条第一項第三号又は第二項に規定する措置とみなされる場合を含む。）が採られて障害者自立支援法第五条第一項の厚生労働省令で定める施設に入所していた知的障害者が、継続して、第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて、同法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて、又は生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により特定施設に入所した場合は、当該知的障害者が満十八歳となる日の前日に当該知的障害者の保護者であった者（以下この項において「保護者であった者」という。）が有した居住地の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。ただし、当該知的障害者が満十八歳となる日の前日に保護者であった者がいないか、保護者であった者が居住地を有しないか、又は保護者であった者の居住地が明らかでない知的障害者については、当該知的障害者が満十八歳となる日の前日におけるその者の所在地の市町村がこの法律に定める更生援護を行うものとする。

第十条第一項中「前条第四項各号」を「前条第五項各号」に、「同条第五項及び第六項」を「同条第六項及び第七項」に改める。

第十一条第二項中「第五条第十八項」を「第五条第十七項」に、「相談支援事業」を「一般相談支援事業又は特定相談支援事業」に改める。

第十二条第二項中「並びに第二十六条第一項」を「、第二十六条第一項、第五十一条の七第二項及び第三項並びに第五十一条の十一」に改める。

第十三条第四項第二号中「第九条第四項第三号」を「第九条第五項第三号」に改める。

第十五条の四中「同条第十二項」を「同条第十一項」に改める。

附則第三項中「第六十三条の五」を「第六十三条の三」に改める。

（知的障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第五十二条　新自立支援法附則第五十六条第一項の規定により読み替えられた前条の規定による改正後の知的障害者福祉法第九条第三項の規定は、施行日以後に継続して同条第二項に規定する特定施設に入所又は入居をすることにより、当該特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる同条第三項の知的障害者について適用する。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正）

第五十三条　社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「重度訪問介護」の下に「、同行援護」を加える。

第五十四条　社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に改め、同条第二項第一号中「第三十四条の三第一項」を「第三十四条の三第二項の規定による届出がなされた障害児通所支援事業並びに同法第三十四条の四第一項」に改める。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置）

第五十五条　この法律の施行の際現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四条第一項の規定により成立している退職手当共済契約（旧児童福祉法第三十五条第四項の認可を得た旧児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設に係るものに限る。）は、新児童福祉法第三十五条第四項の認可を得た新児童福祉法に規定する障害児入所施設又は新児童福祉法第三十四条の三第二項の規定による届出がなされた障害児通所支援事業に係る退職手当共済契約とみなす。

2　施行日前に前条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定によってした退職手当共済契約の申込みその他の手続は、同条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法の相当の規定によってしたものとみなす。

（児童扶養手当法及び所得税法の一部改正）

第五十六条　次に掲げる法律の規定中「第六条の三第一項」を「第六条の四第一項」に改める。

一　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第二項第四号

二　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三十四号（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第五十七条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「第五条第六項」を「第五条第七項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

第五十八条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正）

第五十九条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二号中「肢体不自由児施設」を「障害児入所施設」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第六十条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「及び介護保険法第百七十六条第一項第一号（連合会の業務）に掲げる業務」を「、介護保険法第百七十六条第一項第一号（連合会の業務）に掲げる業務及び障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第九十六条の二（連合会の業務）の規定による業務」に改める。